

質疑応答表

NO.	資料名称	質問内容	回答
1		正本と副本について 副本は企業名を伏るとのことだが 「運営又は提携先等の事業所」の 名前も伏せた方がよろしいでしょ うか。	<p>当該企画提案競技に係る企画提案書の提出について、実施要領には、副本には「企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。」と定めておりますが、参加申出者（共同企業体の場合は、その構成員を含む）を容易に特定できる情報以外は伏せなくても差し支えありません。</p> <p>但し、その情報の掲載により審査に支障があると判断される場合には、伏せた上で審査させていただく場合もございますのでご了承ください。</p>

NO.	資料名称	質問内容	回答
2		<p>企画提案協議実施要項 7 企画提案競技参加資格 (7) 「この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がない事」とありますが、親会社が参加の場合、自社と親会社のどちらかが参加できない形になるのでしょうか。 もしくは親会社を同じくする、別の子会社が参加した場合も同様に参加できないのでしょうか。 また、関係会社の参加の可否等事前に共有いただけることは可能でしょうか。</p>	<p>ご質問で触れられているように、実施要領の中で、「参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない事」を参加資格として定めておりますので、参加申出者とその親会社、又は親会社を同一とする子会社同士による場合など、資本関係又は人的関係がある者が個別に参加申出者となることは認められませんが、1 共同企業体の構成員間の場合は除くこととしておりますので、共同企業体の構成員として、例えば親会社と子会社が含まれるケース等であれば参加可能です。</p> <p>また、関係会社の参加の可否等については、参加申出書の提出がなされなければ確認ができないことなどから、当課から事前に共有することはできません。</p> <p>グループ会社間など、資本関係または人的関係を同じくする者の間で当企画提案競技への参加が想定される場合には、事前に当事者間で調整の上で申出をお願いいたします。</p> <p>なお、資本関係または人的関係を同じくする者から参加申出書の提出があった場合には、それぞれの申出者にその旨をご連絡し、調整等をお願いすることとなりますので、ご了承ください。</p>